

道路資産保有及び貸付状況（路線別）

分類	全国路線網（高速自動車国道）		53				
路線名	高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線（愛知県海部郡飛島村から甲賀市まで（甲賀土山インターチェンジを含まない。））		道路名	伊勢湾岸自動車道（飛島～四日市JCT）・新名神高速道路	道路の種類	高速自動車国道	道路管理者 国土交通大臣
保有・貸付概要	延長	64	キロメートル	区間	愛知県海部郡飛島村木場 から		
	うち供用延長	64	キロメートル		甲賀市甲賀町岩室 まで		
	うち新設延長	(0)	キロメートル				
	貸付先	0		重要な経過地	桑名市、四日市市、鈴鹿市、亀山市		
	貸付期間	中日本高速道路㈱					
供用開始の区間及び年月日	令和4年7月9日まで						
サービスエリア及びパーキングエリア	飛島～湾岸弥富（H12.3.25）、湾岸弥富～みえ川越（H14.3.24）、みえ川越～四日市JCT（H15.3.21）、亀山JCT～甲賀土山（H20.2.23）、四日市JCT～新四日市JCT（H28.8.11）、新四日市JCT～亀山西JCT（H31.3.17）						
サービスエリア及びパーキングエリア	湾岸長島PA、鈴鹿PA、土山SA						

・延長の数値は、IC間を最小単位として、機構の保有資産が含まれている区間を全て合計したものの延長です。但し、「うち新設区間延長」の括弧内の数値は、既に機構が資産を保有している区間を含む、協定に基づき高速道路会社が新設を行う区間の総延長です。